

◆日本共産党は、大軍拡・大増税許さず、命と暮らし守る政治実現に全力を尽くします

休日当番病・医院

1月15日(日)

- ◆内科 さくらファミリークリニック 東開町 55-6526
 - ◆外科 苦小牧日翔病院 矢代町 72-7000
 - ◆歯科 大原歯科医院 しらかば町 74-0830
- 診療時間：内科・外科=9時～17時、歯科=9時～12時
本紙は、毎週火曜日に編集しますので、その後に休日当番医が変更になってもお知らせすることはできません。
ご利用されるときには、あらかじめ電話でお確かめください。



法律相談



1月25日(水)

小野寺信勝弁護士

(定員になり次第締め切ります)
日本共産党苦小牧地区委員会
苦小牧市見山町2-2-6 申込 56-5002しんぶん赤旗読者のための
親身な相談で定評しんぶん赤旗読者のための
親身な相談で定評

日本共産党

民主苦小牧

発行 日本共産党苦小牧地区委員会

苦小牧市見山町2丁目2番6号 電話 56-5002 fax 56-5086
日本共産党のホームページ
http://www.jcp.or.jp
苦小牧市議会ホームページ
http://toma-jcp.sakura.ne.jp/
eメールアドレス
commun@rose.ocn.ne.jp

軍港化阻止実行委

今月末の米艦船寄港反対を市に要請

非核平和条例もつ港の軍事利用望ましくない



戦争への道 阻止へ

共産党が新年の誓い



日本共産党北海道委員会は6日、「新春党旗開き」を札幌市で3年ぶりに行いました。畠山和也元衆院議員が司会を務め、「戦争させない市民の風・北海道」の川原茂雄共同代表、社民党道連合の浅野隆雄幹事長、新社会党道本部の小柳政行書記長が来賓あいさつ。紙智子、岩渕友両参院議員があいさつし、道議現職らが統一選挙勝利に向けて決意を述べました。

「戦争か平和かの歴史的な岐路の年になる」と青山慶二委員長が主催者あいさつし、「反戦平和を貫いて100年の共産党の存在をかけて全力を尽くしたい。保身と延命のためには何でもやる岸田政権打倒の声を大きく広げ、統一選挙での共産党の躍進こそが政権への打撃となります」と支援を訴えました。

川原共同代表は、共闘を日常的に強め、「糸をより強固にするため共闘の中心に共産党が必要」と期待しました。

横山委員長は、①港湾法の規定から断れないとしても、「非核平和都市条例」をもつ市として商業港の苦小牧港へ

に要請書を手渡しました。
「ラファエル・ペラルタ」
の寄港は1月30日から2月3日まで、入港の目的は「通常」としています。9217
シで、乗組員数は319人。

横山委員長ら8人が市役所を訪れ、応対した木村淳副市長に要請書を手渡しました。

「苦小牧港の軍港化阻止実行委員会」(委員長＝横山傑)は12月22日、米海軍ミサイル駆逐艦ラファエル・ペラルタが今月末に苦小牧港入港を求めていることに對し認めないよう岩倉博文市長に要請しました。

内閣府は、「米艦船を優先する」と日米地位協定に従い対応することはない」「市民の安全確保を第一に考え、関係機関と連携していく」と答えました。

横山委員長は、米軍が自国に要請書を手渡しました。

木村副市長は、「港湾法と日米地位協定に従い対応する」「米艦船を優先する」と日米地位協定に従い対応することはない」「市民の安全確保を第一に考え、関係機関と連携していく」と答えました。

横山委員長は、米軍が自國に要請書を手渡しました。

内閣府は、「米艦船を優先する」と日米地位協定に従い対応することはない」「市民の安全確保を第一に考え、関係機関と連携していく」と答えました。

の軍艦入港に反対、懸念を表明してほしい②岸壁の利用調整は米艦船の優先はない明示してほしい③万一入港するとなつた場合は、武器・弾薬を搭載する軍艦の事故対応が困難なことを踏まえ、安全確保のための実効的な対策を関係機関に求めてほしい――と要請しました。

苦小牧春闘大闘会議(代表二横山傑苦小牧地区労連議長)は6日朝、恒例の新春スタンディング宣伝を市役所前の国道沿いで行いました。マ

イナス11度の寒さに負けず、参加した労働者ら17人は、手を振り、アピールしました。

大企業が内部留保を500兆円まで積み増したもとの

ように手前勝手にふるまつて、兆円まで積み増したもとの

春闘。内部留保を最賃と中小企業への賃上げに回せとの声がいつそう広がっています。

元気にして、「許すな!解雇自由社会」のぼり旗を掲げ、通行する市民や車に手を振り、アピールしました。

大企業が内部留保を500兆円まで積み増したもとの

ように手前勝手にふるまつて、兆円まで積み増したもとの

春闘。内部留保を最賃と中小企業への賃上げに回せとの声がいつそう広がっています。

元気にして、「許すな!解雇自由社会」のぼり旗を掲げ、通行する市民や車に手を振り、アピールしました。

大企業が内部留保を500兆円まで積み増したもとの

ように手前勝手にふるまつて、兆円まで積み増したもとの

春闘。内部留保を最賃と中小企業への賃上げに回せとの声がいつそう広がっています。

元気にして、「許すな!解雇自由社会」のぼり旗を掲げ、通行する市民や車に手を振り、アピールしました。

大企業が内部留保を500兆円まで積み増したもとの

春闘。内部留保を最賃と中小企業への賃上げに回せとの声がいつそう広がっています。

元気にして、「許すな!解雇自由社会」のぼり旗を掲げ、通行する市民や車に手を振り、アピールしました。

大企業が内部留保を



貴重な郷土資料が15件廃棄

原市議 中央図書館の蔵書管理を質す

指定管理制度導入時に懸念されていた状況になつてゐるところでした。

インボイス実施中止を日本共産党

生業と暮らし守るために

郷土資料は貴重で、失われると二度と復元が不可能であるからこそ除籍基準から除外されているはずです。原議員は、「返却されないまま除籍

対象になるなどあつてはならぬ。一般図書と違う嚴重な手続きが必要ではないか」と

対策の強化を求めました。市は、不明のまま除籍となることについて、「手続きせず無断の持ち帰りが理由として考えられ、完全には防ぎきれない」と答弁。

原議員は、「持ち帰りと簡単に言うが、管理がずさん」と指摘し、「背景には市立図書館の離職率が24・1%で、短期間で職員が入れ替わり、業務の継続性が保たれないほど厳しい職員体制が影響しているのではないか」と迫りました。

労働組合や宗教者が参加する「思想と信教の自由を守る苦小牧市民会議」(代表=丸徳牧師)は、来月の建国記念の日に「2・11」集会を開催します。

市民会議は、1967年の「建国記念の日」強行に反対する運動を機に発足。毎年2月11日と8月15日に反戦平和集会を開催してきました。今回は、室蘭工業大学の清水愛砂教授(憲法学、ジエン

トを大切にするのは当然です。状況をみながらやりましょう」と話すと、「妻は活動ばかりで、あまり家にいませんが」と笑いながら、「自分が入党して力になるなら」と決意しました。

とても嬉しい。入党をす

る図書を毎年一定数の除籍をするが、同じ数だけ廃棄されているのでは、「貴重な資料についても除籍されているのではないか」と心配する市民の声があります。

12月定例市議会で、日本共产党の原啓司議員は、中央図書館の除籍基準と過去5年間の除籍の詳細について説明を要請しました。市教委は、本来求め、除籍の決定に市教委がどのように関わっているのか質しました。市教委は、本来除籍の対象となつていないはずの郷土分野の本が、この5年間でも15件処分され、除籍された中には市町村史と言つた貴重なものもあります。除籍(廃棄)に至つた理由は、「不明」や「未返却」として

原議員は、市民の財産である図書を毎年一定数の除籍をしなければならない理由に、保管場所の課題があるのなら、「学校の空き教室や公共施設のスペースを利用するなど、新たな保管場所を確保する努力も必要ではないか」と指摘しました。また、除籍基準に基づいて除籍される図書の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目がどの時点で入るのかと出によって、特別な貸し出しを認めており、返却が遅れた場合はこまめに督促を行つている」と答えました。

原議員は、市民の財産である図書を毎年一定数の除籍をしなければならない理由に、保管場所の課題があるのなら、「学校の空き教室や公共施設のスペースを利用するなど、新たな保管場所を確保する努力も必要ではないか」と指摘しました。また、除籍基準に基づいて除籍される図書の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目がどの時点で入るのかと出によって、特別な貸し出しを認めており、返却が遅れた場合はこまめに督促を行つている」と答えました。

教育長は、「郷土資料については、一般資料とは異な

り、原則持ちだしできないこ

とになつてゐる。申請書の提

出によって、特別な貸し出し

を認めており、返却が遅れた

場合はこまめに督促を行つて

いる」と答へました。

原議員は、市民の財産であ

る図書を毎年一定数の除籍を

しなければならない理由に、

保管場所の課題があるの

なら、「学校の空き教室や公

共施設のスペースを利用するな

ど、新たな保管場所を確保す

る努力も必要ではないか」と

指摘しました。また、除籍基

準に基づいて除籍される図書

の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目

がどの時点で入るのかと出

によって、特別な貸し出し

を認めており、返却が遅れた

場合はこまめに督促を行つて

いる」と答へました。

原議員は、市民の財産であ

る図書を毎年一定数の除籍を

しなければならない理由に、

保管場所の課題があるの

なら、「学校の空き教室や公

共施設のスペースを利用するな

ど、新たな保管場所を確保す

る努力も必要ではないか」と

指摘しました。また、除籍基

準に基づいて除籍される図書

の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目

がどの時点で入るのかと出

によって、特別な貸し出し

を認めており、返却が遅れた

場合はこまめに督促を行つて

いる」と答へました。

原議員は、市民の財産であ

る図書を毎年一定数の除籍を

しなければならない理由に、

保管場所の課題があるの

なら、「学校の空き教室や公

共施設のスペースを利用するな

ど、新たな保管場所を確保す

る努力も必要ではないか」と

指摘しました。また、除籍基

準に基づいて除籍される図書

の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目

がどの時点で入るのかと出

によって、特別な貸し出し

を認めており、返却が遅れた

場合はこまめに督促を行つて

いる」と答へました。

原議員は、市民の財産であ

る図書を毎年一定数の除籍を

しなければならない理由に、

保管場所の課題があるの

なら、「学校の空き教室や公

共施設のスペースを利用するな

ど、新たな保管場所を確保す

る努力も必要ではないか」と

指摘しました。また、除籍基

準に基づいて除籍される図書

の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目

がどの時点で入るのかと出

によって、特別な貸し出し

を認めており、返却が遅れた

場合はこまめに督促を行つて

いる」と答へました。

原議員は、市民の財産であ

る図書を毎年一定数の除籍を

しなければならない理由に、

保管場所の課題があるの

なら、「学校の空き教室や公

共施設のスペースを利用するな

ど、新たな保管場所を確保す

る努力も必要ではないか」と

指摘しました。また、除籍基

準に基づいて除籍される図書

の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目

がどの時点で入るのかと出

によって、特別な貸し出し

を認めており、返却が遅れた

場合はこまめに督促を行つて

いる」と答へました。

原議員は、市民の財産であ

る図書を毎年一定数の除籍を

しなければならない理由に、

保管場所の課題があるの

なら、「学校の空き教室や公

共施設のスペースを利用するな

ど、新たな保管場所を確保す

る努力も必要ではないか」と

指摘しました。また、除籍基

準に基づいて除籍される図書

の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目

がどの時点で入るのかと出

によって、特別な貸し出し

を認めており、返却が遅れた

場合はこまめに督促を行つて

いる」と答へました。

原議員は、市民の財産であ

る図書を毎年一定数の除籍を

しなければならない理由に、

保管場所の課題があるの

なら、「学校の空き教室や公

共施設のスペースを利用するな

ど、新たな保管場所を確保す

る努力も必要ではないか」と

指摘しました。また、除籍基

準に基づいて除籍される図書

の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目

がどの時点で入るのかと出

によって、特別な貸し出し

を認めており、返却が遅れた

場合はこまめに督促を行つて

いる」と答へました。

原議員は、市民の財産であ

る図書を毎年一定数の除籍を

しなければならない理由に、

保管場所の課題があるの

なら、「学校の空き教室や公

共施設のスペースを利用するな

ど、新たな保管場所を確保す

る努力も必要ではないか」と

指摘しました。また、除籍基

準に基づいて除籍される図書

の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目

がどの時点で入るのかと出

によって、特別な貸し出し

を認めており、返却が遅れた

場合はこまめに督促を行つて

いる」と答へました。

原議員は、市民の財産であ

る図書を毎年一定数の除籍を

しなければならない理由に、

保管場所の課題があるの

なら、「学校の空き教室や公

共施設のスペースを利用するな

ど、新たな保管場所を確保す

る努力も必要ではないか」と

指摘しました。また、除籍基

準に基づいて除籍される図書

の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目

がどの時点で入るのかと出

によって、特別な貸し出し

を認めており、返却が遅れた

場合はこまめに督促を行つて

いる」と答へました。

原議員は、市民の財産であ

る図書を毎年一定数の除籍を

しなければならない理由に、

保管場所の課題があるの

なら、「学校の空き教室や公

共施設のスペースを利用するな

ど、新たな保管場所を確保す

る努力も必要ではないか」と

指摘しました。また、除籍基

準に基づいて除籍される図書

の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目

がどの時点で入るのかと出

によって、特別な貸し出し

を認めており、返却が遅れた

場合はこまめに督促を行つて

いる」と答へました。

原議員は、市民の財産であ

る図書を毎年一定数の除籍を

しなければならない理由に、

保管場所の課題があるの

なら、「学校の空き教室や公

共施設のスペースを利用するな

ど、新たな保管場所を確保す

る努力も必要ではないか」と

指摘しました。また、除籍基

準に基づいて除籍される図書

の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目

がどの時点で入るのかと出

によって、特別な貸し出し

を認めており、返却が遅れた

場合はこまめに督促を行つて

いる」と答へました。

原議員は、市民の財産であ

る図書を毎年一定数の除籍を

しなければならない理由に、

保管場所の課題があるの

なら、「学校の空き教室や公

共施設のスペースを利用するな

ど、新たな保管場所を確保す

る努力も必要ではないか」と

指摘しました。また、除籍基

準に基づいて除籍される図書

の点検、決定を誰がその時点

でどのように判断し、市教委の目

がどの時点で入るのかと出

によって、特別な貸し出し

を